

じん肺法に基づく健康診断

じん肺健康診断（じん肺管理区分に応じ、3年に1回又は年1回）

【対 象】粉じん作業（石綿取扱い業務を含む、鉱物・金属などの研磨作業など）従事労働者など

【健診項目】

- ①粉じん作業の職歴の調査
- ②エックス線写真（直接撮影による胸部全域のエックス線検査）による検査
- ③胸部に関する臨床検査及び肺機能検査
- ④合併症（続発性気管支炎などのじん肺の進展過程に応じてじん肺と密接な関係があると認められる疾病のこと）の検査

【じん肺健診の頻度】（じん肺管理区分に応じて決定）

管理 1…3年に1回

管理 2 及び管理 3…1年に1回

管理 4…療養

※管理 2 及び管理 3 であっても合併症（肺結核、結核性胸膜炎、続発性気管支炎、続発性気管支拡張症、続発性気胸、原発性肺がん）に罹患している場合は、療養。

※じん肺管理区分とは、健康管理を進める上で基準となるじん肺の進行度（5区分）のことである。

じん肺法に基づく健康診断に係る事業者等の義務

- 事業者健康診断の実施義務
- 労働者健康診断の受診義務
- じん肺管理区分決定に基づく就業上の措置
 - 管理 1…就業上の特別の措置なし
 - 管理 2…粉じんばく露の低減措置
 - 管理 3…作業転換などの措置
 - 管理 4…療養
 - 管理 2 または 3 で合併症り患者…療養
- じん肺健康診断結果の保存
 - 7年間の保存を義務づけ

[じん肺法令概略]

1 じん肺の合併症

- 一 肺結核
- 二 結核性胸膜炎
- 三 続発性気管支炎
- 四 続発性気管支拡張症
- 五 続発性気胸
- 六 原発性肺がん

(じん肺法施行規則第1条)

2 じん肺健康診断の項目

- 一 粉じん作業歴の調査
- 二 胸部エックス線直接撮影
- 三 胸部臨床検査
- 四 肺機能検査
- 五 合併症に関する検査

(じん肺法第3条)

3 じん肺エックス線写真像の分類

型	エックス線写真の像
第1型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が少数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第2型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第3型	両肺野にじん肺による粒状影又は不整形陰影が極めて多数あり、かつ、じん肺による大陰影がないと認められるもの
第4型	じん肺による大陰影があると認められるもの

(じん肺法第4条)

4 じん肺管理区分

じん肺管理区分	じん肺健康診断の結果
管理 1	じん肺の所見がないと認められるもの
管理 2	エックス線写真の像が第 1 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3 イ	エックス線写真の像が第 2 型で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 3 ロ	エックス線写真の像が第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害がないと認められるもの
管理 4	<p>1 エックス線写真の像が第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 を超えるものに限る）と認められるもの</p> <p>2 エックス線写真の像が第 1 型、第 2 型、第 3 型又は第 4 型（大陰影の大きさが一側の肺野の 3 分の 1 以下のものに限る）で、じん肺による著しい肺機能の障害があると認められるもの</p>

（じん肺法第 4 条）

5 定期じん肺健康診断

粉じん作業従事との関係	じん肺管理区分	頻度
常時粉じん作業に従事	1	3 年以内
	2, 3	1 年以内
常時粉じん作業に従事したことがあり現に非粉じん作業に従事	2	3 年以内
	3	1 年以内

（じん肺法第 8 条）

6 管理区分1の労働者の定期外じん肺健康診断

常時粉じん作業に従事する労働者（管理2、管理3又は管理4の労働者を除く）が労働安全衛生法の一般健康診断（定期健康診断を含む）又は特殊健康診断で、じん肺の所見がある（疑いを含む）と診断されたときは、事業者は、じん肺健康診断を行わなければならない。

（じん肺法第9条）

7 労働安全衛生法の健康診断との関係

事業者はじん肺健康診断を行った場合は、その限度において、労働安全衛生法の一般健康診断又は特殊健康診断を行わなくてもよい。

（じん肺法第10条）

8 療養

管理4の者及び合併症にかかっている者は療養を要する。

（じん肺法第23条）